

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第2部門第5区分
【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-526627(P2004-526627A)
【公表日】平成16年9月2日(2004.9.2)
【年通号数】公開・登録公報2004-034
【出願番号】特願2002-593182(P2002-593182)
【国際特許分類】

B 6 0 J 5/04 (2006.01)

【F I】

B 6 0 J 5/04 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月25日(2005.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2つの側部1及び6と前記2つの側部1及び6を接続する少なくとも2つのストラット2及び4とを備える車両ドア用のドアフレームであって、
前記側部1及び6は、ダイカスト部品から成り、
デフレクション・ローラ151、152及び153用のレシーバ、並びにウインドウ・リフター・ドライブ14用のレシーバ7は、前記側部1及び6内に統合されていることを
特徴とするドアフレーム。

【請求項2】

移動窓18用のガイドレール9及び19は、前記側部1及び6内に統合されていることを
特徴とする請求項1に記載のドアフレーム。

【請求項3】

ドア・ロック用のレシーバ12は、前記側部6内に統合されていることを特徴とする請求項1に記載のドアフレーム。

【請求項4】

ドア・ハンドル用のマウント13は、前記側部6内に統合されていることを特徴とする請求項1に記載のドアフレーム。

【請求項5】

ドア・ヒンジ8及び10は、前記側部1内に統合されていることを特徴とする請求項1に記載のドアフレーム。

【請求項6】

バックミラー用のマウント・プレート11は、前記側部1内に統合されていることを特徴とする請求項1に記載のドアフレーム。

【請求項7】

前記側部1及び6は、ダイカスト部品として軽金属合金から形成されることを特徴とする請求項1に記載のドアフレーム。

【請求項8】

前記軽金属合金は、アルミニウム合金であることを特徴とする請求項7に記載のドアフレーム。

【請求項9】

前記軽金属合金は、マグネシウム合金であることを特徴とする請求項 7 に記載のドアフレーム。

【請求項 10】

前記 2 つのストラット 2 及び 4、並びに前記 2 つの側部 1 及び 6 を接続する横部材 3 及び 5 は、押し出し形材から成ることを特徴とする請求項 1 に記載のドアフレーム。

【請求項 11】

前記 2 つのストラット 2 及び 4、並びに前記横部材 3 及び 5 は、前記側部 1 又は 6 のそれぞれの材料との電気化学互換性に関して安全である材料から成ることを特徴とする請求項 10 に記載のドアフレーム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

外側のカバー及び内側のライニングを備えるドアフレームからなる、特に自動車用の車両ドアは既に公知である。ドアフレームは、車両ドアに必要な安定性を提供し、トリムに加えて、移動窓ガラスのためのウインドウ・リフターは勿論、作動ハンドル、ドア・ヒンジ及び必要であるならば外側の鏡用のマウント・プレートを備える必要なガイドレール、ドア・ロックのような機能素子を支えている。ドアフレームは、通常、接続される前に必要な形状に曲げられる相互溶接される押し出し形材から形成される。フレームを強化し、機能素子、追加的な形材、ベルト又はプレートを収容するには、溶接されなければならない。最近、通常車両ドア内の側面の衝撃ビームは、またフレーム内に溶接される。従って、従来のドアフレームは、多数の個々の部品が結合されて溶接されるので、製造に時間がかかりかつコストがかさんでしまう。ここで、フレーム部品は、当業者に公知のアルミニウム又はマグネシウム合金から成る。なお、本出願の国際調査において、下記の文献が発見されている。

【特許文献 1】独国特許出願公開第 4008111 号明細書

【特許文献 2】独国特許出願公開第 19727010 号明細書

【特許文献 3】欧州特許出願公開第 0776778 号明細書

【特許文献 4】独国特許出願公開第 19920841 号明細書